

福岡県公報

平成22年12月1日
第3191号

目次

告示(第1892号 - 第1902号)

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

	(中小企業振興課)	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4

公 告

平成22年度福岡県ふく処理師試験の実施	(保健衛生課)	4
---------------------	---------	-------	---

公安委員会

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定

	(警察本部運転免許試験課)	5
--	---------------	-------	---

雑 報

測量士試験及び測量士補試験の実施	(県土整備総務課)	6
------------------	-----------	-------	---

告 示

福岡県告示第1892号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成22年11月17日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 イオンモール直方
 - 所在地 福岡県直方市湯野原2丁目1番1号
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前9時	午後11時	午前6時	午後10時

平成22年11月20日限定の変更

福岡県告示第1893号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
-----------	---------

みやま市山川町重富 (山川地区三峰換地区)	平成22年11月24日
--------------------------	-------------

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1894号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成22年12月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
稲築都市計画道路（3・5・1号大隈飯塚線）の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
稲築町山野字凱旋門・蓮花坊・皆尻・溝田・大坪・貝添・苗代町、口春字逆水・町ノ前・坂口・中島・土手ノ町、岩崎字フジウ・宮ノ元・石丸・角道・上小路、漆生字勝間・尻ノ内・杭原・本村・浦ノ谷・山門・宇渡の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
嘉麻市役所住宅公園課

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
岡垣都市計画道路（3・6・9号海老津中村線）の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大字海老津字下山添・四反田・神田、海老津2丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
岡垣町役場建設課

福岡県告示第1896号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成22年12月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1895号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成22年12月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
久山都市計画道路（3・4・1号山ノ神深井線、3・3・2号粕屋久山線、7・4・1号牛見ヶ原宮林線、7・4・2号牟多田山ノ神線、7・4・3号清水高橋線及び7・4・4号高橋原線）の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
糟屋郡久山町大字久原字松浦、大字山田字扇園、字楊田、字牛見ヶ原、字片山、字太田、字小田、字桑元、字川原田、字横枕、字下林、字古賀、字明石田、字宮林の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年12月1日

福岡県建築都市部都市計画課

久山町田園都市課

福岡県告示第1897号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市小川町30番6及び30番9から30番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市諏訪町3丁目10番地
ありあけ不動産ネット協同組合
代表理事 平林 進

福岡県告示第1898号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15277-12	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報12月号	雑誌05167-12	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント12月号	雑誌05267-12	株式会社竹書房	

福岡県告示第1899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	豊田野線	前	久留米市山本町豊田1355番3先から 久留米市善導寺町木塚157番1先まで	4.0 ～ 14.2	384.0
			後	同上	4.0 ～ 14.2	
			後	同上	10.0 ～ 13.4	

福岡県告示第1900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

直方	県道	直方線	前	鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉441番1先まで	5.4 ~ 13.3	1,816.2
			前	鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字中山2262番3先まで	17.0 ~ 24.0	1,149.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉441番1先まで	5.4 ~ 56.0	1,816.2
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字中山2262番3先まで	17.0 ~ 47.0	1,149.0

福岡県告示第1901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線	鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字中山2109番2先まで

福岡県告示第1902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	船越線	糸島市新田881番先から 糸島市新田893番先まで

公 告

公告

平成22年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成22年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日 時	科 目	場 所
-----	-----	-----

平成23年3月8日(火曜日)	午前9時～午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～午前9時40分	受験上の注意事項等説明	
	午前9時40分～午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時～午後5時	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活支援課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

（ア）住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名記載のもの）

外国人にあっては、外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

（イ）ふぐ処理従事証明書

（ウ）1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

（エ）視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって

必要な認知及び判断を適切に行うことができない者及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

（オ）履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成23年1月4日（火曜日）から平成23年1月18日（火曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成23年1月18日（火曜日）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成23年3月30日（水曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示、福岡県公報に登載及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第335号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により公示する。

平成22年12月1日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
筑後自動車学校 筑後市大字久富1133 牛島 護蔵	筑後自動車学校 筑後市大字久富1133	大型自動二輪車 免許に係る初心 運転者講習	平成22年12月1日

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月1日

国土交通大臣 馬 淵 澄 夫

平成23年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 平成23年5月22日（日）
午前10時から午後4時まで
（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験 平成23年5月22日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 願書受付期間

平成23年1月5日（水）から2月16日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は2月16日（水）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は2月16日（水）までに必着とする。）

(4) 願書受付場所

〒305 - 0811 茨城県つくば市北郷1番

国土地理院総務部総務課

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成23年1月5日（水）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。

国土地理院

（〒305 - 0811 茨城県つくば市北郷1番）

国土地理院北海道地方測量部

（〒060 - 0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎）

国土地理院東北地方測量部

（〒983 - 0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

国土地理院関東地方測量部

（〒102 - 0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

国土地理院北陸地方測量部

（〒930 - 0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

国土地理院中部地方測量部

（〒460 - 0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）

国土地理院近畿地方測量部

（〒540 - 0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館）

国土地理院中国地方測量部

(〒730 - 0012 広島市中区上八丁堀 6 番30号 広島合同庁舎 2 号館)

国土地理院四国地方測量部

(〒760 - 0068 高松市松島町 1 丁目17番33号 高松第 2 地方合同庁舎)

国土地理院九州地方測量部

(〒812 - 0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目11番 1 号 福岡合同庁舎)

国土地理院沖縄支所

(〒900 - 0022 那覇市樋川 1 丁目15番15号 那覇第 1 地方合同庁舎)

各都道府県の土木関係部局の主務課

社団法人日本測量協会及び各地方支部

(〒112 - 0002 東京都文京区小石川 1 丁目 3 番 4 号 測量会館)

(6) 合格発表及び通知

平成23年 7 月22日 (金) 国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果 (合否) を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305 - 0811 茨城県つくば市北郷 1 番

国土交通省国土地理院 総務部総務課

TEL 029 - 864 - 8214, 8248